

災害応急対策
時系列シナリオ

災害応急対策時系列シナリオ

★：災害発生～3日程度
●：おおむね4日～2週間程度
▲：おおむね3週間目～

1-1 市災害対策本部の組織体制

担 当 部 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期
本 部 事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ・市本部の設置、本部員の招集、本部会議の準備 ・各局、国、県、防災関係機関等との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・本部会議の定期開催 ・各区、各局等の情報収集、活動指示 	
区 本 部 事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ・区本部の開設 ・区内の被害情報等の収集、市本部への報告 		
神 奈 川 県	<ul style="list-style-type: none"> ・県災害対策本部の設置、市本部との連絡調整 		
防 災 関 係 機 関	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策組織の設置、市本部との連絡調整 		

1-2 市の動員体制

担 当 部 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期
総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の動員指令の発信、参集状況の集計 ・遠方からの動員職員用の宿泊、応急食料、飲料水、生活資材等の調達 ・応援要員等の推計、他自治体等への応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・各局の職員配置の調整 ・交代勤務の計画 	
関 係 各 局	<ul style="list-style-type: none"> ・局内職員の動員、配置状況等の報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の勤務状況等の報告 ・現地対策班、避難所等の配置職員の調整 	

1-3 地震情報の収集

担 当 部 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期
本 部 事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ・地震速報等の把握、伝達 		
消 防 局	<ul style="list-style-type: none"> ・地震速報等の把握 		
気 象 庁	<ul style="list-style-type: none"> ・地震速報等の発信 		
その他防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・地震速報等の把握 		

1-4 通信の運用

担 当 部 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期
本 部 事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> デジタル地域防災無線、衛星携帯電話、簡易無線等の通信統制 ひばり放送の運用 非常通信機関、アマチュア無線局への協力要請 		
区 本 部 事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> 衛星携帯電話、災害用スマートフォン、簡易無線等の運用 		
財 政 局	<ul style="list-style-type: none"> 加入電話の運用統制 		
消 防 局	<ul style="list-style-type: none"> 消防救急無線の運用 		
神 奈 川 県	<ul style="list-style-type: none"> 県防災行政通信網、災害情報管理システムの通信統制 		
防 災 関 係 機 関	<ul style="list-style-type: none"> 県防災行政通信網、非常通信等の運用 		

1-5 災害情報の収集伝達

担 当 部 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期
本 部 事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> 異常現象の通報等の受信 県への被害及び活動状況の報告 各区、各局の被害状況の集約、各局への対応仕分け、県等への報告 	<ul style="list-style-type: none"> 各局の被害調査等のとりまとめ、県への報告 	
消 防 局	<ul style="list-style-type: none"> 県(国)への火災即報 		
区 本 部 事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> 現地対策班等の情報収集、とりまとめ、市本部への報告 	<ul style="list-style-type: none"> 市民等の安否情報の整理、家族等の照会への回答 被災者台帳の作成、本人同意確認 	
財 政 局 区 役 所	<ul style="list-style-type: none"> 市有建物の被害調査、市本部への報告 	<ul style="list-style-type: none"> 被害家屋調査、結果のとりまとめ、罹災証明書発行担当への報告 	
都市建設局（土木部）	<ul style="list-style-type: none"> 道路の被害調査 		
関 係 各 局	<ul style="list-style-type: none"> 火災等の通報受信、消防庁への直接即報 所管施設の被害情報等の収集、市本部への報告 情報連絡員の派遣、市本部から関連情報の収集 	<ul style="list-style-type: none"> 所管施設等の被害調査、市本部への報告 	
市 民 局		<ul style="list-style-type: none"> 安否情報、被災者台帳の総括、利用統制 	
防 災 関 係 機 関	<ul style="list-style-type: none"> 所管施設等の被害情報等の収集、情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> 所管施設の被害調査、市・県等への報告 	

1-6 災害時の広報・広聴

担 当 部 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期
本 部 事 務 局	・情報通信システムの運用統制		
市 長 公 室			
区 本 部	・初期間い合わせ窓口の設置、対応	・災害相談室の設置、運用	
市 長 公 室			
市 長 公 室	<ul style="list-style-type: none"> ・ひばり放送、防災メール、緊急速報メール、エフエムさがみ、tvk等による災害即報 ・市ホームページ、ツイッターへの災害情報の掲示 ・放送機関への緊急災害放送の要請 ・報道機関担当者の配置、報道資料提供、記者会見 ・コールセンターの設置、運用 	・災害広報紙の編集、発行	
市 長 公 室	<ul style="list-style-type: none"> ・文字媒体と音声媒体の両方を活用した聴覚障害者及び視覚障害者への情報提供 		
健 康 福 祉 局			
市 民 局	・多言語広報の支援	・外国人相談窓口の開設、通訳の派遣等	
消 防 局 、 消 防 団	・広報車による巡回放送		
関 係 各 局		<ul style="list-style-type: none"> ・関連対策の広報記事作成、広報紙の掲示 ・災害相談室への担当者の派遣 	
放 送 事 業 者 、 印 刷 広 告 協 同 組 合	・災害放送の協力	・広報紙の発行等の協力	

1-7 応援要請

担当部署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期
本部事務局	<ul style="list-style-type: none"> 各局の応援需要の把握 県、他市町村への応援要請 自衛隊災害派遣の要請の要求 災害派遣部隊の活動拠点等の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 災害派遣部隊との連絡調整、県への活動報告 	<ul style="list-style-type: none"> 災害派遣の撤収要請要求
市長公室	<ul style="list-style-type: none"> 在日米軍への災害救援活動の連絡調整 		
総務局	<ul style="list-style-type: none"> 応援部隊の受入拠点の開設 		
協定等の窓口担当局	<ul style="list-style-type: none"> 協定団体、消防広域応援等の要請 応援部隊の活動計画、活動資料等の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 応援部隊との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> 応援派遣の撤収要請
防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> 応援部隊の派遣等 		

1-8 応援派遣等

担当部署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期
本部事務局	<ul style="list-style-type: none"> 職員参集、被災自治体の被害状況等の収集 先遣隊職員の派遣 被災自治体の応援ニーズ調査、連絡調整 被災地復興支援本部の設置及び運営 		
総務局	<ul style="list-style-type: none"> 派遣職員等の調整、食料、装備等の準備 		
財政局	<ul style="list-style-type: none"> 応援資機材、食料、車両等の調達 		
関係各局	<ul style="list-style-type: none"> 広域避難者の受入れ準備、一時避難所の開設 救援物資、義援金等の募集、受付 	<ul style="list-style-type: none"> 広域避難者への広報、所在把握、相談窓口の設置 	
神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> 県内の応援体制の調整等 		

2-1 災害時の消防活動

担 当 部 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期
消 防 局	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・伝達、警戒・広報活動 ・消火、救助・救急活動 ・消防応援部隊の派遣要請・受入 		
消 防 団	<ul style="list-style-type: none"> ・初動体制確保、情報収集 ・警戒、広報活動 ・消火、救出、搬送活動 		

2-2 避難誘導対策

担 当 部 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期
本 部 事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示等の判断 ・広域避難の判断、県等への受入要請 		
市 長 公 室	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示等の一斉広報 		
区 本 部	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織等への連絡 		
消 防 局	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回放送 ・警戒区域の設定 		
消 防 団	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回放送 ・警戒区域等周辺の避難誘導 		
警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導員の配置 ・避難路の交通整理 		

3 帰宅困難者対策

担 当 部 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期
本 部 事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ・一時滞在施設の連絡調整 ・災害時帰宅支援ステーションの情報収集 		
市 長 公 室	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所、駅等への連絡 ・市民への広報 		
都 市 建 設 局 (まちづくり推進部)	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導員、駅連絡員の派遣 ・駅周辺情報所の設置、運用 		
区 本 部	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導員、駅連絡員の派遣 ・駅周辺情報所の設置、運用 ・一時滞在施設の開設、情報集約 		
神 奈 川 県	<ul style="list-style-type: none"> ・県有一時滞在施設の開設 		
警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩帰宅道路の交通整理 		
各 鉄 道 会 社	<ul style="list-style-type: none"> ・乗客、駅利用者等の誘導、情報提供 		
各 バ ス 会 社	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時バスの運行 		

4-1 救出・救助活動

担 当 部 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期
本 部 事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ・救出・救助機関への救助班の設置要請 ・各機関の救出・救助情報の集約 		
消 防 局	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集、各救出機関との連絡、情報集約 ・救助活動、救出者の搬送 ・各救出機関の活動現場等の調整 		
消 防 団	<ul style="list-style-type: none"> ・救出活動、救出者の搬送 		
警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> ・救出、救護活動 		
自 衛 隊	<ul style="list-style-type: none"> ・災害派遣による救出・救助活動 		
市建設業協会、造園協同 組合、建設業連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・救出资機材等の提供、活動協力 		

4-2 行方不明者等の搜索

担 当 部 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期
消 防 局		<ul style="list-style-type: none"> ・災害現場の行方不明者情報の収集 ・搜索体制の確保 ・各関係機関との搜索現場等の調整 ・災害現場の搜索 	
消 防 団		<ul style="list-style-type: none"> ・災害現場の搜索 	
自 衛 隊		<ul style="list-style-type: none"> ・災害派遣による搜索活動 	
警 察 署		<ul style="list-style-type: none"> ・行方不明者情報の収集 ・行方不明者の搜索、遺体の確認 	

4-3 保健医療救護対策

担 当 部 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期
健 康 福 祉 局	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病者、医療機関情報等の収集 ・医療関係機関との連絡、活動調整 ・広域応援等の受入調整 ・救護所の開設、運用 ・傷病者の搬送調整 ・医薬品等の調達、医薬品集配拠点の開設、運用 ・災害医療チーム、ヘリコプター等の要請 ・保健活動に必要な保健師等の派遣調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の巡回医療体制の確保 ・保健師の健康相談、保健指導 ・感染症予防等の啓発、指導、 ・医療機関の稼働状況等の収集、広報記事の作成 ・歯科衛生士等による歯科保健活動、歯科健康相談 ・歯科の巡回診療の手配、近隣の歯科医療機関の情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科救護所の開設、運用
市医師会、市病院協会、 県看護協会、 市歯科医師会、 県柔道整復師会	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護班の編成、救護所等への派遣 		
市 薬 剤 師 会	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護班の編成、救護所等への派遣 ・医薬品等の確保、医薬品集約拠点等への搬送 		
神 奈 川 県	<ul style="list-style-type: none"> ・災害医療チーム、後方医療機関受入等の調整 		
県 医 師 会、日赤	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護班の応援派遣 		
自 衛 隊	<ul style="list-style-type: none"> ・災害派遣による保健医療救護活動 		

5-1 道路啓開及び障害物除去対策

担 当 部 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期
都市建設局（土木部）	<ul style="list-style-type: none"> ・道路被害情報の収集、関係機関との連絡・調整 ・啓開路線の選定、作業体制の確保・調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川上の障害物除去作業の管理、粉じん・有害物等の飛散防止措置 ・国への応援要請の検討、要請 	
消 防 局	<ul style="list-style-type: none"> ・消防活動に伴う障害物の除去 		
消 防 団	<ul style="list-style-type: none"> ・消防活動に伴う障害物の除去 		
市 長 公 室	<ul style="list-style-type: none"> ・啓開路線等の広報、報道機関への情報提供 		
財 政 局		<ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川上の障害物の仮置場の確保 	
相 武 国 道 事 務 所	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路の障害物除去 		
自 衛 隊	<ul style="list-style-type: none"> ・災害派遣による道路啓開作業 		
警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急交通路の交通規制 		
市建設業協会、造園協同組合、道路安全施設業協同組合等	<ul style="list-style-type: none"> ・啓開路線の破損箇所等の応急復旧、路上障害物等の撤去 		

5-2 輸送車両等の確保対策

担 当 部 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期
本 部 事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘリコプターの需要把握 ・ヘリコプターの派遣要請 ・指定公共機関への被災者運送等の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道輸送等の需要把握、鉄道会社への輸送要請 	
財 政 局	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送車両の需要予測 ・関係機関への不足車両、燃料等の調達要請 ・緊急通行車両の申請、配車 		
関 係 各 局	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘリコプター臨時離着陸場の利用可否の確認 		
環 境 経 済 局	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃車両の配車、不足車両の調達 		
都 市 建 設 局 (まちづくり推進部)	<ul style="list-style-type: none"> ・バス会社への被災者運送車両の要請 		
県 公 安 委 員 会 (警 察 署 等)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通行車両標章等の交付、確認 		
日 本 通 運、トラック 協 会、各バス会社	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送車両の調達、運行協力 		
県 石 油 商 業 組 合	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料供給の協力 		
鉄 道 事 業 者		<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道輸送の協力 	

5-3 交通対策

担 当 部 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期
都市建設局（土木部）	<ul style="list-style-type: none"> ・警察署との交通情報の連絡 		
警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> ・交通情報の収集、緊急交通路の指定 ・緊急交通路の広報、交通規制 		
関 東 地 方 整 備 局 相 武 国 道 事 務 所	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時交通マネジメント検討会の設置、施策検討、実施 		

5-4 警備対策

担 当 部 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期
市 民 局		・警察署との連絡調整	
関 係 各 局	・関連応急対策活動		
警 察 署	・警備体制の確保 ・行方不明者相談窓口の設置、運用	・被災地、避難所等のパトロール	

6-1 被災建築物の応急危険度判定

担 当 部 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期
都 市 建 設 局 (まちづくり推進部)	・判定実施本部の設置、判定作業の準備 ・判定士の派遣要請 ・第1優先建築物の危険度判定	・危険度判定の広報依頼 ・第2優先建築物の危険度判定 ・判定結果の集計、報告	
神 奈 川 県	・判定士の派遣調整		
判定士会相模原支部	・判定士の派遣		

6-2 被災宅地の危険度判定

担 当 部 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期
都 市 建 設 局 (まちづくり推進部)		・判定本部の設置、判定作業の準備 ・判定士の派遣要請 ・宅地の危険度判定、集計、報告	
神 奈 川 県		・判定士の派遣調整	

6-3 その他の二次災害防止対策

担当部署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期
本部事務局	・避難指示等の判断		
区本部事務局	・区内の情報収集		
都市建設局（土木部）	・河川施設等の被害状況調査 ・砂防ボランティア等の派遣要請		
消防局	・危険箇所等の巡視 ・危険物施設等の情報収集		
消防団	・危険箇所等の巡視		
神奈川県	・砂防ボランティア、山地防災ヘルパーの派遣調整		

7 避難所等の運営

担当部署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期
本部事務局	・各区の避難所等・避難者情報の収集・整理、県、警察署等への報告 ・避難所等開設の周知	・各区の在宅避難者情報の収集、整理 ・関係各局への在宅避難者サービスの指示	
市長公室	・避難所等開設の周知		
区本部	・避難所等、避難者情報の収集、市本部へ報告	・避難所等、避難者情報の収集、市本部への報告 ・自治会等へ在避難者情報の収集、食料配給等の要請	
教育局	・学校職員による避難所等開設等の協力	・給食施設の炊出し利用	
環境経済局		・避難者の食料及び生活必需物資の調達、避難所への供給	
関係各局	・避難所等開設の広報 ・非常発電機等の燃料調達、供給	・巡回医療、保健師の衛生指導、女性相談員の派遣 ・各種在宅避難者サービスの実施	
特命担当員	・避難所等への参集、避難所等開設 ・避難者の受入、現地対策班への報告	・避難所運営協議会への助言等	
避難所運営協議会	・避難所担当職員の活動協力 ・ペット受入れの協議等	・避難所の自主運営	

8-1 応急給水対策

担 当 部 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期
健 康 福 祉 局 (保 健 衛 生 部)	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道の被害情報収集、県企業庁との連絡・調整 ・給水源等の確保、優先施設への応急給水 	<ul style="list-style-type: none"> ・断水地区への給水計画、市民への広報 ・県、関係団体への応援要請 	
都市建設局（土木部）	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易水道の被害情報収集 ・給水源等の確保、優先施設への応急給水 	<ul style="list-style-type: none"> ・断水地区への給水計画、市民への広報 ・県、関係団体への応援要請 	
関 係 各 局	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水供給の支援 		
神 奈 川 県 企 業 庁	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道施設の被害状況調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道施設の応急復旧 ・断水地区への応急給水支援 	
自 衛 隊		<ul style="list-style-type: none"> ・断水地区への応急給水支援 ・断水復旧時の道路啓開支援 	
管工事組合、トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> ・給水資機材、輸送等の協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設復旧等の協力 	

8-2 食料供給対策

担 当 部 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期
環 境 経 済 局	<ul style="list-style-type: none"> ・給食必要量の推定 ・市備蓄食料を避難所等へ輸送 ・食料・物資対策センターの開設、運用 ・関係団体等への食料供給の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・食料供給計画 ・政府所有米穀の供給要請、引受け ・物資集積所等の受入れ食料を避難所等へ搬送 	
教 育 局		<ul style="list-style-type: none"> ・給食施設の炊き出し利用 	
関 係 各 局	<ul style="list-style-type: none"> ・食料供給の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者用食料の調達 	
神 奈 川 県	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品の調達、搬送指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・政府所有米穀の供給手続 	
商工会、生協、農協	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品の調達、搬送 	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品の調達、搬送 	
L P ガ ス 協 会		<ul style="list-style-type: none"> ・炊き出し資機材の供給 	
日本通運、佐川急便、 西濃運輸、トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品の搬送 	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品の搬送 	

8-3 生活必需物資供給対策

担 当 部 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期
環 境 経 済 局	<ul style="list-style-type: none"> 生活物資の必要品目、供給量の推定 市備蓄物資を避難所等へ輸送 食料・物資対策センターの開設、運用 関係団体等へ生活物資の供給要請 	<ul style="list-style-type: none"> 不足物資の把握、募集広報 救援物資受入拠点の開設、運用 救援の受付、救援先との調整、避難所等へ搬送 	
関 係 各 局	<ul style="list-style-type: none"> 生活物資の供給支援 	<ul style="list-style-type: none"> 不足物資等の調達支援 	
神 奈 川 県	<ul style="list-style-type: none"> 生活物資の調達、搬送指示 		
商工会、生協、農協、 L P ガ ス 協 会	<ul style="list-style-type: none"> 生活物資の調達、搬送 		
日本通運、佐川急便、 西濃運輸、トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> 生活物資の搬送 	<ul style="list-style-type: none"> 救援物資の搬送 	

9 遺体等の収容・埋火葬等

担 当 部 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期
健 康 福 祉 局 (生 活 福 祉 部)	<ul style="list-style-type: none"> 遺体取扱の広報 遺体の安置所の開設、遺体の受入れ、一時保存 警察署、医師との連絡調整 葬祭業者等へ遺体処置の要請 	<ul style="list-style-type: none"> 遺体の引渡し 身元不明遺骨の一時保管 	
市 民 局		<ul style="list-style-type: none"> 遺体の火葬 広域火葬、遺体の搬送等の協力要請 	
区 役 所		<ul style="list-style-type: none"> 死体埋火葬許可書の発行 	
警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> 遺体の検視・調査等 	<ul style="list-style-type: none"> 遺体の検視・調査等、引渡し 	

10 清掃対策

担 当 部 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期
環 境 経 済 局	<ul style="list-style-type: none"> ・処理施設等の被害状況調査 ・ごみ収集計画（区域、方法等） ・ごみ収集、処理体制の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場、中間処理基地の設定 ・がれきの解体、運搬等の指導、広報 ・有害廃棄物処理の指導、広報 	
財 政 局		<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場等の調整 	
神 奈 川 県		<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ、がれき処理等の応援確保等の支援 	
市 建 設 業 協 会		<ul style="list-style-type: none"> ・がれき等の解体、搬送等の協力 	

11 トイレ対策

担 当 部 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期
環 境 経 済 局	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレの配置計画 ・関係業者への仮設トイレの設置要請 		
環 境 経 済 局	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿収集計画（区域、方法等） ・し尿収集、処理体制の確保 		
都 市 建 設 局 (土 木 部)	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設等の被害状況調査 ・下水道被災地域への下水道の使用制限及び使用可能トイレの広報 		

12 防疫・衛生

担 当 部 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期
健 康 福 祉 局 (保 健 衛 生 部)		<ul style="list-style-type: none"> ・防疫班の編成 ・被災地区の消毒、害虫駆除 ・家屋の清掃、消毒等の指導 ・避難所等の保健衛生、ペット対策等の指導 ・救援食料の衛生監視、飲料水の簡易検査 ・放浪動物の保護、飼い主の確認、引渡し ・入浴支援の要請 	
神 奈 川 県		<ul style="list-style-type: none"> ・防疫活動の支援 	
市 獣 医 師 会		<ul style="list-style-type: none"> ・動物の収容、保管及び応急措置 	
(学)麻布獣医学園		<ul style="list-style-type: none"> ・獣医師会が収容した動物のうち、一定期間経過後にも所有者が判明しない犬及び猫の収容・保管 	
県 公 衆 浴 場 業 生活衛生同業組合		<ul style="list-style-type: none"> ・入浴に関する支援 	

1.3 応急住宅対策

担当部署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期
財政局		<ul style="list-style-type: none"> ・応急住宅の必要量把握 ・応急仮設住宅の建設計画、用地選定 ・応急仮設住宅の建設 ・被災住宅の応急修理工事の管理 	
都市建設局 (まちづくり推進部)		<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅、民間賃貸住宅の空き家情報の把握、応急住宅利用居室の選定 ・応急仮設住宅入居希望者、被災住宅応急修理制度利用希望者の募集、受付、適用者の選定 ・応急住宅の管理 	
関係各局		<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者の住宅確保等の支援 	
神奈川県		<ul style="list-style-type: none"> ・応急住宅確保の協力等 	
市建設業協会、市電設協会、造園協同組合等		<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅の建設工事、被災住宅の応急修理工事の協力 	

1.4 災害時要援護者支援

担当部署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期
健康福祉局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者支援班の設置 ・地区災害時要援護者支援担当の配置 ・社会福祉施設等の被災情報の収集 ・自主防災組織等へ要援護者の支援等の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の開設、介助スタッフ、資機材等の調達 ・福祉避難所等への要援護者の搬送体制の確保 ・応急住宅への入居支援 ・要援護者相談窓口の開設、避難所等の巡回相談 ・難病患者への医療情報等の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急住宅入居要援護者の支援
区本部	<ul style="list-style-type: none"> ・各避難所の要援護者情報の整理、市本部への報告 		
市民局	<ul style="list-style-type: none"> ・多言語広報の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人相談窓口の開設、通訳の派遣等 	
区本部			
関係各局	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者用食料等の調達 		
神奈川県、関係福祉団体		<ul style="list-style-type: none"> ・通訳、介助スタッフ・資機材等の支援 	

15 災害ボランティア対策

担 当 部 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期
健 康 福 祉 局 (地域包括ケア推進部)		<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティア担当職員の配置 ・災害ボランティアセンターとの連絡、調整、活動支援 ・県等への専門ボランティアの派遣要請 	
専門ボランティア窓口担当局		<ul style="list-style-type: none"> ・専門ボランティアの受入、活動調整 	
その他の関係各局		<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの需要把握。派遣要請 ・ボランティア活動用資材の提供等の支援 	
市社会福祉協議会、 災害ボランティアネットワーク		<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンターの設置 ・生活支援ボランティアの受付、活動調整・支援 	
(公 社) 相 模 原 青 年 会 議 所		<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアの情報収集、提供 ・物資の調達、仕分輸送 ・人的支援 	

16-1 電気施設の応急対策

担 当 部 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期
財 政 局	<ul style="list-style-type: none"> ・電力事業者との連絡、調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画停電等の市民問合せ対応 ・障害物の除去（道路啓開） 	
東 京 電 力パワー グ リ ッ ド (株) 、 市 電 設 協 会	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の設置、市本部との連絡、調整 ・被害状況の把握、重要施設等の応急対応 ・被災施設等の復旧工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画停電問合せ対応要員の派遣 	
自 衛 隊		<ul style="list-style-type: none"> ・障害物の除去（道路啓開）支援 	

16-2 都市ガス施設の応急対策

担 当 部 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期
財 政 局	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス事業者との連絡、調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・供給停止の市民問合せ対応 	
東 京 ガ ス ネ ッ ト ワ ー ク (株)	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の設置、市本部との連絡調整 ・被害状況の把握、ガスの供給の緊急停止等 ・重要施設等の応急対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災施設等の復旧工事 ・供給再開時の点検等 	

16-3 LPガスの応急対策

担当部署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期
財政局	・LPガス協会との連絡、調整		
LPガス協会	・対策本部の設置、市本部との連絡、調整 ・供給設備の被害状況等の把握 ・重要施設等への応急供給	・炊出し施設へのガスボンベ等の供給 ・需要家ガス容器等の点検、保安措置	

16-4 水道施設の応急対策

担当部署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期
財政局	・市有施設内の給水施設の被害状況等の把握、応急復旧		
健康福祉局 (保健衛生部)	・上水道の被害情報収集、県企業庁との連絡調整 ・重要施設の応急復旧の要請		
都市建設局(土木部)	・簡易水道施設の被害情報収集 ・重要施設の応急復旧	・簡易水道施設の被害調査、復旧工事 ・各ライフライン事業者、道路管理者等との復旧順位等の調整	
神奈川県企業庁	・上水道施設の被害状況調査 ・重要施設の応急復旧	・上水道施設の被害調査、復旧工事 ・各ライフライン事業者、道路管理者等との復旧順位等の調整	

16-5 下水道施設の応急対策

担当部署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期
都市建設局(土木部)	・下水道施設の被害状況調査 ・漏水、浸水箇所等の応急対応	・下水道施設の被害調査、復旧工事	
神奈川県		・下水道施設応急対策の支援	
市建設業協会、 造園協同組合等	・応急工事等の協力	・復旧工事の協力	

16-6 電話施設の応急対策

担 当 部 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期
市 長 公 室	・通信被害情報の収集、通信事業者との連絡調整	・重要施設の優先復旧要請	
東日本電信電話(株)	・対策本部の設置、市本部との連絡調整 ・通信施設の被害、輻輳等の状況把握 ・重要通信の確保、災害用伝言サービス等の提供	・通信施設の被害調査、復旧計画・工事 ・特設公衆電話の設置	

16-7～9 鉄道の応急対策

担 当 部 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期
都 市 建 設 局 (まちづくり推進部)	・鉄道事業者との連絡調整 ・誘導員の派遣		
鉄 道 事 業 者	・旅客の救護、避難誘導 ・本部の設置、市本部との連絡調整 ・施設の被害状況調査、運行規制、広報	・施設の復旧計画、工事 ・臨時ダイヤの編成、広報	

16-10 バスの応急対策

担 当 部 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期
都 市 建 設 局 (まちづくり推進部)	・バス事業者との連絡調整		
バ ス 事 業 者	・旅客の救護、避難誘導 ・被害情報の収集、市本部との連絡調整 ・交通規制情報の収集、臨時運行の調整	・臨時運行計画、広報	

17-1 文教対策

担 当 部 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期
教 育 局	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、児童・生徒等の被災情報の収集 ・学校への避難所等開設協力等の指示 ・文化財等の情報収集、所有者等への応急措置の勧告 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育施設等の被災調査、被災施設の復旧 ・応急教育計画、実施体制の確保 ・学用品等の調達、支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童、生徒等のメンタルヘルスケア
こども・若者未来局	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、児童クラブ、園児・児童等の被災情報の収集 ・園児・児童等の避難誘導、安否確認、一時預り ・保護者への情報発信、園児・児童等の引渡し 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、児童クラブ等施設の被災調査、被災施設の復旧 ・応急教育計画、実施体制の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・園児等のメンタルヘルスケア
神 奈 川 県		<ul style="list-style-type: none"> ・応急教育体制の支援 	
小・中学校及び義務教育 学 校 教 育 機 関	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の非常参集、施設の点検・応急措置 ・児童・生徒等の避難誘導、安否確認、一時預り ・保護者への情報発信、児童・生徒等の引渡し 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急教育の実施 	

17-2 保育対策

担 当 部 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期
こども・若者未来局	<ul style="list-style-type: none"> ・職員等の非常参集、施設の点検・応急措置 ・園児等の避難誘導、安否確認、一時預り ・保護者への情報発信、児童・生徒等の引渡し 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育施設等の被災調査、被災施設の復旧 ・応急保育計画、実施体制・保育用品等の確保 ・乳幼児支援ステーションの設置、広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・園児等のメンタルヘルスケア
市私立保育園園長会	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の非常参集、施設の点検・応急措置 ・園児の避難誘導、安否確認、一時預り ・保護者への情報発信、園児の引渡し 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急保育の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・園児等のメンタルヘルスケア

18 孤立対策

担 当 部 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期
区 本 部	・各地区の孤立地区の把握、市本部へ報告		
関 係 各 局	・道路等の被害状況調査、応急復旧 ・ヘリコプターの運航要請 ・孤立地区の要救助者情報の収集 ・傷病者等の救出、輸送等の搬送体制の確保	・避難者の搬出、食料・物資等の投入	
神 奈 川 県	・ヘリコプターの確保、運航協議		
自 衛 隊	・ヘリコプターの確保、運航協議 ・渡河避難の支援		
津久井湖遊船協会 相模湖遊船協同組合	・船舶の確保、運航協議		

19 災害救助法

担 当 部 署	★災害警戒又は災害初動期	●応急対策期	▲応急復旧期
本 部 事 務 局	・災害救助法の適用（書類作成等） ・救助の実施等	・災害救助法の適用（書類作成等） ・救助の実施等 ・国（内閣府）との調整	
関 係 各 局	・各種救助の実施運用 ・書類作成等	・各種救助の実施運用 ・書類作成等	
神 奈 川 県	・被災者の救助に係る資源配分の連絡調整	・被災者の救助に係る資源配分調整	

相模原市地域防災計画

発行 令和5年5月 相模原市防災会議
(昭和39年策定)

事務局 相模原市危機管理局危機管理課
